

平成30年3月30日

平成29年度大阪府訪問看護ステーション実態調査報告書

目次

I. 調査の目的と方法	1
II. 訪問看護ステーションの基本情報・体制	
1. 訪問看護事業所の開設年	2
2. 訪問看護事業所の運営主体	2
3. サテライト事業所の有無	2
4. 訪問看護事業所の職員配置状況	3
III. 訪問看護職員の採用・退職状況	
1. 採用・退職動向	4
IV. 訪問看護ステーションの経営	
1. 収支状況	5～7
2. 管理者	7
V. 訪問看護ステーションのサービス提供	
1. 介護報酬・診療報酬の加算状況（訪問看護サービス提供状況）	8
2. 利用者の主たる傷病名、医療管理項目の対応状況	9
3. 受入れができないサービスについて	10
4. ターミナルケアについて	10
5. 機能強化型訪問看護管理療養費について	11～13
VI. 関係機関との連携について	
1. 退院前後における病院等看護師との連携状況	14
2. 医療機器選定における主治医、薬局との連携状況	14
VII. 訪問看護推進事業の評価について	
1. 各種研修事業の利用状況や研修に対する要望等	15～16

大阪府 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

I. 調査の目的と方法

(目的)

今後の訪問看護の提供体制の充実に向け、大阪府内の訪問看護ステーションにおける訪問看護の現状と課題を把握することにより、看護人材の確保、働き続けやすい訪問看護の職場環境づくり、訪問看護の質の向上及び訪問看護ステーションの機能強化を図る。

(実施主体)

大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課在宅医療推進グループ

(調査対象)

大阪府内の訪問看護ステーション1,043ヶ所（平成29年4月1日現在、近畿厚生局指定事務所）

(調査項目)

- ・訪問看護ステーションの基礎情報に関すること
（体制、職員採用・退職状況、サービスの提供状況、事業拡大意向、関係機関との連携）
- ・大阪府訪問看護推進事業に関すること

(実施期間)

平成28年7月28日（金）から平成29年8月14日（月）

(実施方法)

大阪府から郵送またはEメールにより調査対象訪問看護ステーションあて訪問看護実態調査票を送付する。事業所は訪問看護実態調査票を入力（記載）し、平成29年8月14日（月）までにEメールまたは郵送により大阪府へ回答する。

(回答結果)

回答が得られた事業所数は、764事業所/1,043事業所（回収率：73.3%）。
うち電子データによる回答数は、488事業所/764事業所（63.9%）。
前年度調査と比較し、回答率（前年度：61.2%）は上昇。

調査回答事業所の内訳（医療圏別）

医療圏	全ステーション数	回答		未回答	
堺	119	94	79.0%	25	21.0%
三島	59	41	69.5%	18	30.5%
泉州	104	77	74.0%	27	26.0%
大阪市	347	264	76.1%	83	23.9%
中河内	95	64	67.4%	31	32.6%
南河内	75	53	70.7%	22	29.3%
豊能	112	77	68.8%	35	31.3%
北河内	132	94	71.2%	38	28.8%
合計	1043	764	73.3%	279	26.7%

Ⅱ. 訪問看護ステーションの基本情報・体制

1. 訪問看護事業所の開設年

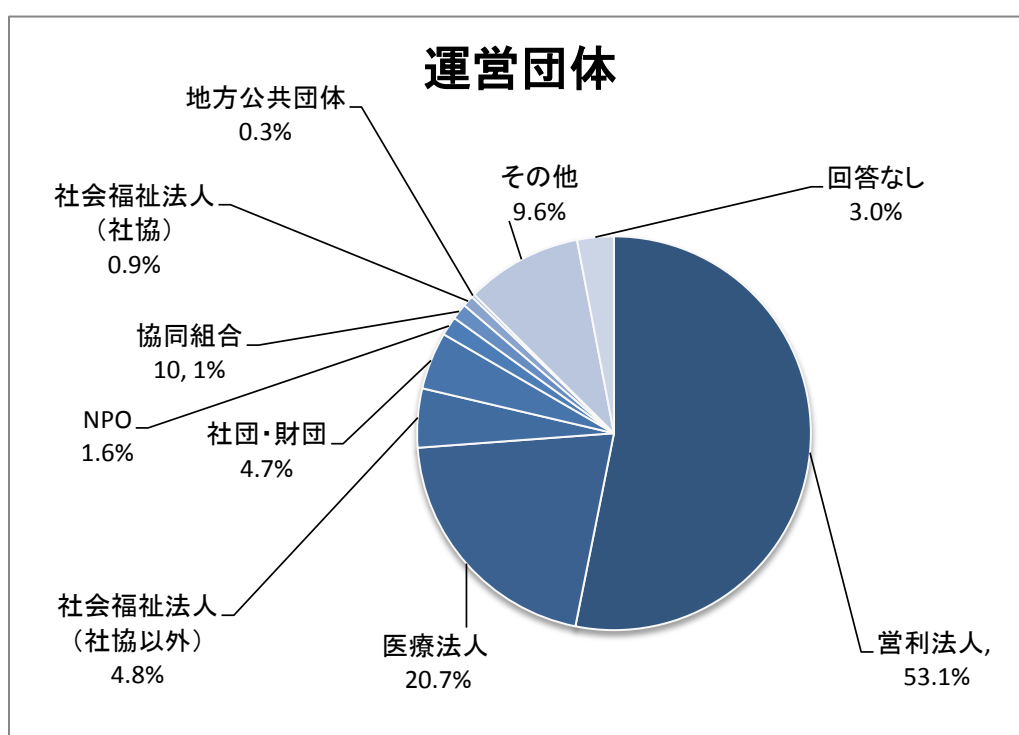
- ・「平成27年以降」以降に開設した、新しい事業所が1/3以上（35.5%）を占めている。

図-2-1 開設年（N=764）

開設年	事業所数	割合
平成6年以前	19	2.5%
平成7年から平成11年	108	14.1%
平成12年から平成16年	71	9.3%
平成17年から平成21年	98	12.8%
平成22年から平成26年	196	25.7%
平成27年以降	271	35.5%
無回答	1	0.1%
合計	764	100.0%

2. 訪問看護事業所の運営主体

- ・訪問看護ステーションの運営団体は営利法人が53%と約半数を占め、次いで医療法人が21%を占めた。



3. サテライト事業所の有無

- ・サテライト事業所を開設している事業所は10.7%を占めた。

図-2-3 サテライト事業所（N=764）

サテライトあり事業所数	82事業所	10.7%
サテライト数	125ヶ所	

4. 訪問看護事業所の職員配置状況

- ・1事業所あたりの看護職員平均人数は5.3人。(図1)
- ・看護職員が5人以上の事務所は40.1%であり、前年度と同程度である。
しかし、5人未満の事業所が59.9%を占めており、依然として小規模事業所が多い。(図1)
- ・セラピスト職員を配置している事業所は51.0% (前年度比+2.8%)と増加傾向。(図2)
- ・1名以上の事務職員を雇用している事業所は31.8% (前年比+18%)と事務職員の配置は進んでいる。(図3)

平成28年度調査

平成28年度看護職員の配置状況 (N=614)

看護職員の配置数	事業所数 (614)	
3人未満	118	19.2%
3人以上5人未満	249	40.6%
5人以上8人未満	146	23.8%
8人以上10人未満	47	7.7%
10人以上	54	8.8%
1事業所あたり平均人数	5.2	人

平成28年度セラピストの配置状況 (N=614)

訪問セラピストの配置数	事業所数 (614)	
配置なし	318	51.8%
3人未満	171	27.9%
3人以上5人未満	52	6.0%
5人以上8人未満	37	1.8%
8人以上10人未満	11	4.1%
10人以上	25	4.1%

平成28年度事務職員の配置状況 (N=614)

事務職員の配置数	事業所数 (614)	
配置なし	357	58.1%
1人未満	172	28.0%
1人以上2人未満	43	7.0%
2人以上	42	6.8%

平成29年度調査

平成29年度看護職員の配置状況 (N=764) 図1

看護職員の配置数	事業所数 (764)	
3人未満	112	14.8%
3人以上5人未満	341	45.1%
5人以上8人未満	190	25.1%
8人以上10人未満	47	6.2%
10人以上	66	8.7%
1事業所あたり平均人数	5.3	人

平成29年度セラピストの配置状況 (N=764) 図2

訪問セラピストの配置数	事業所数 (764)	
配置なし	374	49.0%
3人未満	228	29.8%
3人以上5人未満	72	9.4%
5人以上8人未満	48	6.3%
8人以上10人未満	15	2.0%
10人以上	27	3.5%

平成29年度事務職員の配置状況 (N=764) 図3

事務職員の配置数	事業所数 (764)	
配置なし	515	67.4%
1人未満	6	0.8%
1人以上2人未満	200	26.2%
2人以上	43	5.6%

Ⅲ. 訪問看護職員の採用・退職状況

1. 採用・退職動向

1事業所あたりの常勤平均採用者数は1.18人(図1)、非常勤平均採用者数は1.15(図2)。

1事業所あたりの常勤平均退職者数は0.66人(図3)、非常勤平均退職者数は0.61人(図4)。

採用者から退職者数を引いた看護職員の増減は、常勤0.52人、非常勤0.54人

平成29年度看護職員の採用状況(764事業所)
(常勤)

図1

	採用数		うち新任看護師	
	採用数	事業所数	事業所数	%
採用なし	348	45.5%	530	69.4%
採用あり	416	54.5%	234	30.6%
1人	200	26.2%	134	17.5%
2人	97	12.7%	53	6.9%
3人	62	8.1%	21	2.7%
4人	20	2.6%	13	1.7%
5人	17	2.2%	7	0.9%
6人以上	20	2.6%	6	0.8%
計	900人		430人	
内新卒採用者			10人	

(非常勤)

図2

	採用数		うち新任看護師	
	事業所数	採用数	採用数	平均採用数
	406	53.1%	548	71.7%
	358	46.9%	216	28.3%
	184	24.1%	118	15.4%
	71	9.3%	55	7.2%
	47	6.2%	20	2.6%
	20	2.6%	6	0.8%
	7	0.9%	5	0.7%
	29	3.8%	12	1.6%
計	882人		460人	
内新卒採用者			6人	

退職者

図3

	採用数		うち新任看護師	
	採用数	事業所数	事業所数	%
離職なし	465	60.9%	644	84.3%
離職あり	299	39.1%	120	15.7%
1人	187	24.5%	77	10.1%
2人	70	9.2%	25	3.3%
3人	24	3.1%	9	1.2%
4人	5	0.7%	5	0.7%
5人	7	0.9%	3	0.4%
6人以上	6	0.8%	1	0.1%
計	504人		206人	
内新卒採用者			6人	

図4

	採用数		うち新任看護師	
	事業所数	採用数	採用数	平均採用数
	514	67.3%	657	86.0%
	250	32.7%	107	14.0%
	161	21.1%	67	8.8%
	41	5.4%	19	2.5%
	25	3.3%	8	1.0%
	7	0.9%	3	0.4%
	5	0.7%	4	0.5%
	11	1.4%	6	0.8%
計	467人		210人	
内新卒採用者			1人	

IV. 訪問看護ステーションの経営

1. 収支状況

黒字の事業所が42%、赤字が26%と前年度と同程度。(図1)

今後の事業所運営の方向性について、事業拡大は45%、現状維持は52%と前年度と同程度。(図2)

事業所の規模別にみると、5人未満の事業所の33.6%が赤字であるのに対し、5人以上の事業所で赤字なのは17.2%となっており、事業所の規模が大きいほど経営状況が良い。(図3)

また、経営が安定することもあり、事業所の規模が大きくなるに比例して、さらなる事業拡大への意欲が強くなる傾向にある。(図4)

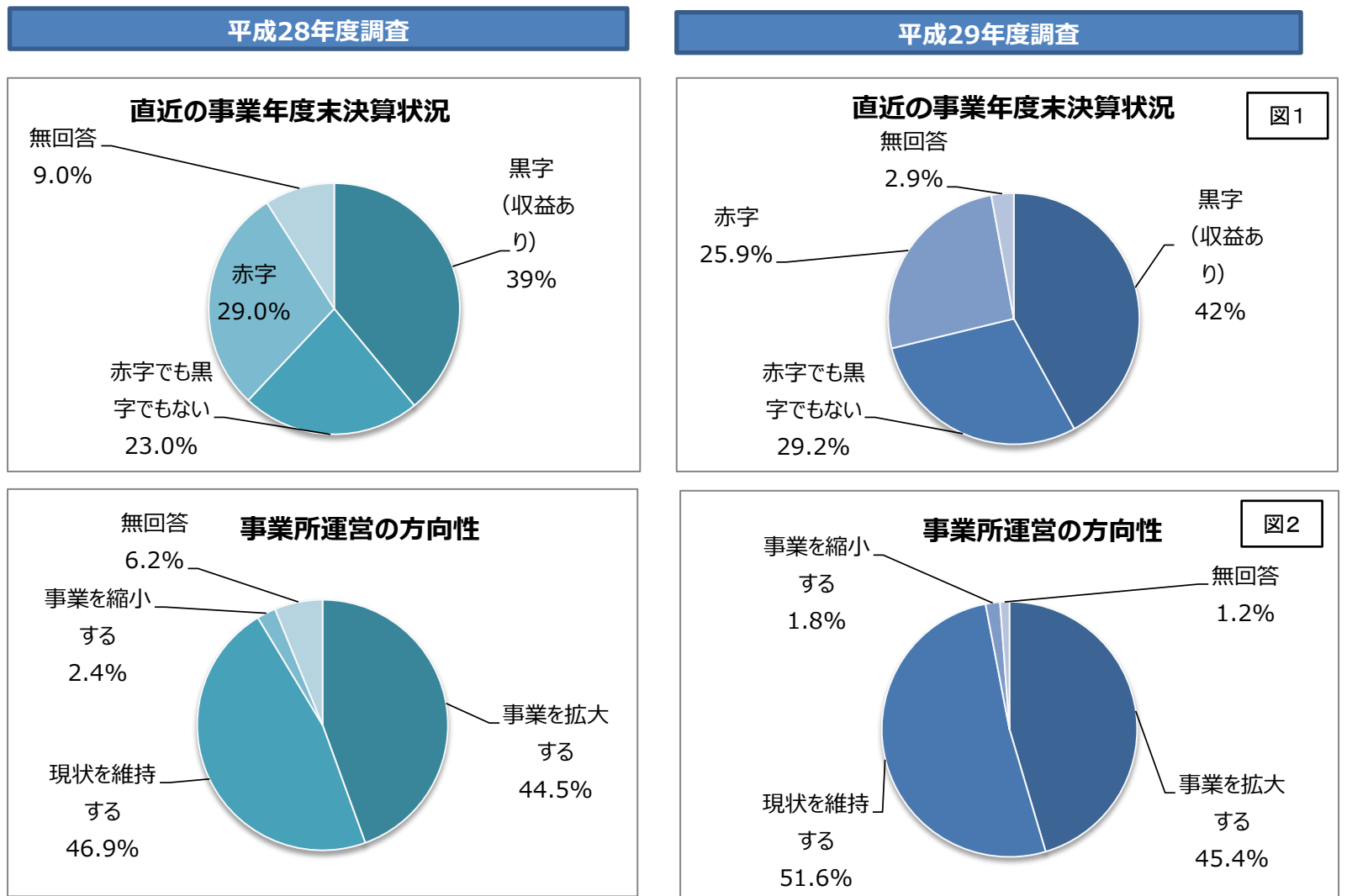
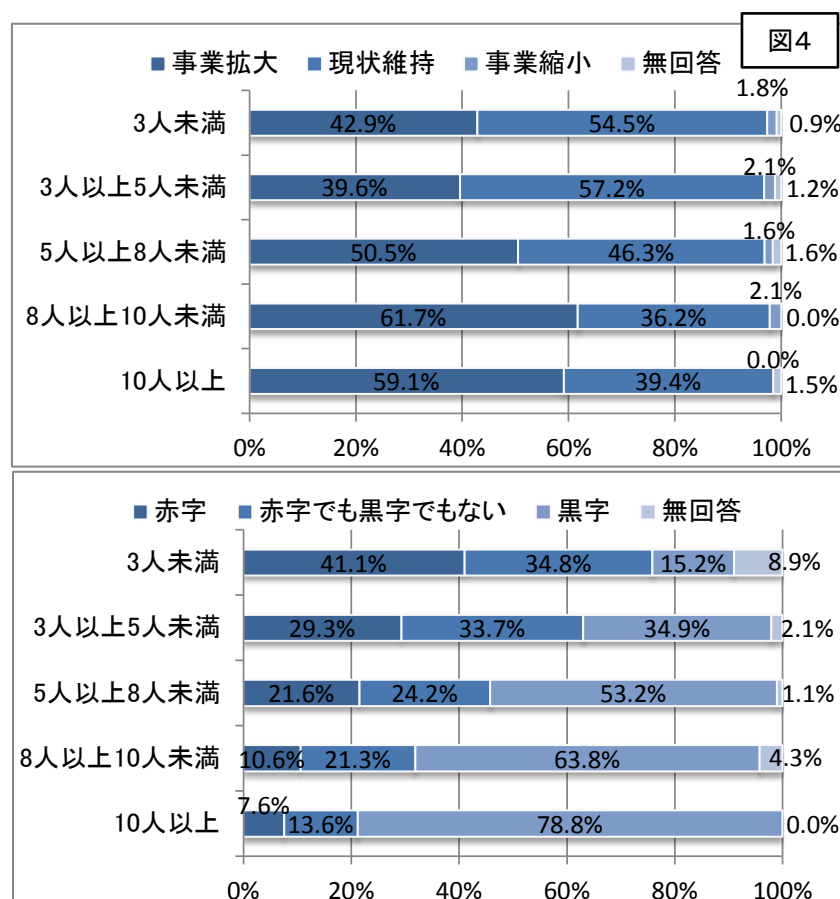


図3 事業所規模別（常勤換算）の収支状況と事業所運営の方向性（クロス集計表）

	事業拡大	現状維持	事業縮小	総計
事業所規模（常勤換算）				
3人未満				
1:赤字	23	22	1	46
2:赤字でも黒字でもない	14	24	1	39
3:黒字	6	11	0	17
3人以上5人未満				
1:赤字	46	52	2	100
2:赤字でも黒字でもない	35	75	3	113
3:黒字	53	64	2	119
5人以上8人未満				
1:赤字	20	20	1	41
2:赤字でも黒字でもない	21	25	0	46
3:黒字	55	43	2	100
8人以上10人未満				
1:赤字	2	3	0	5
2:赤字でも黒字でもない	5	4	1	10
3:黒字	22	8	0	30
10人以上				
1:赤字	1	4	0	5
2:赤字でも黒字でもない	4	5	0	9
3:黒字	34	17	0	51
総計	341	377	13	731 ※

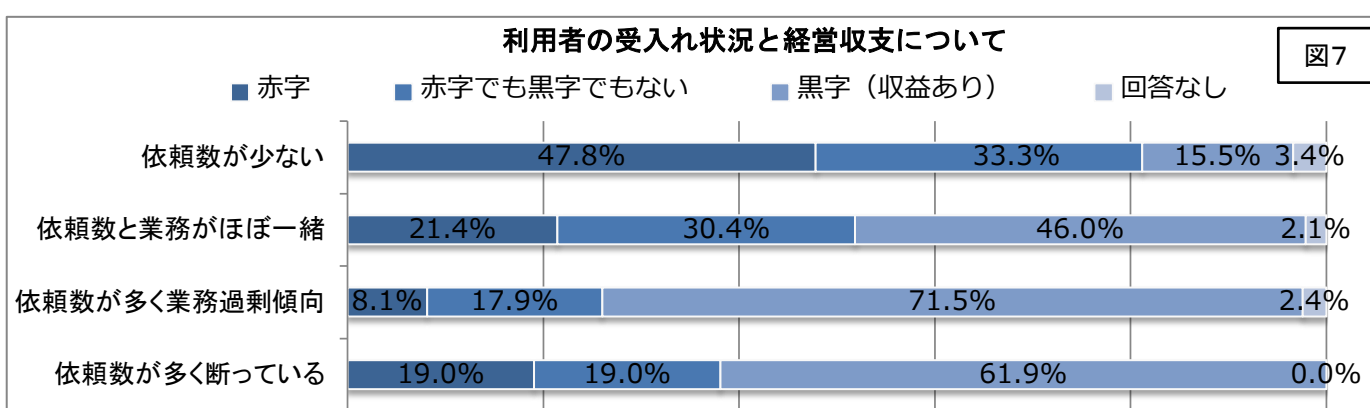
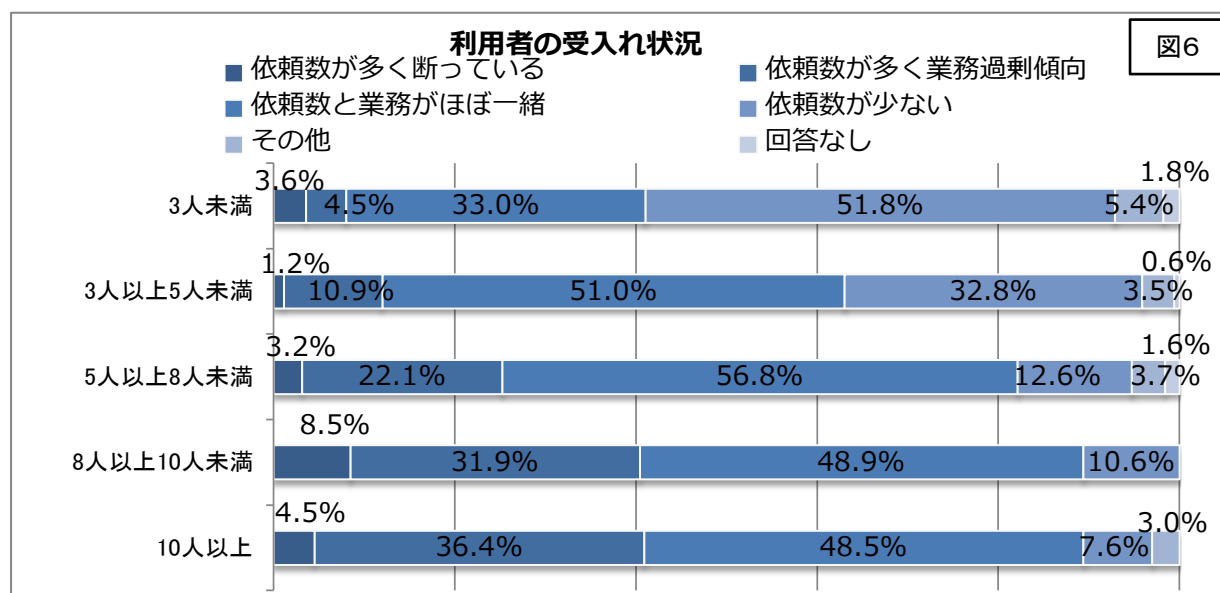
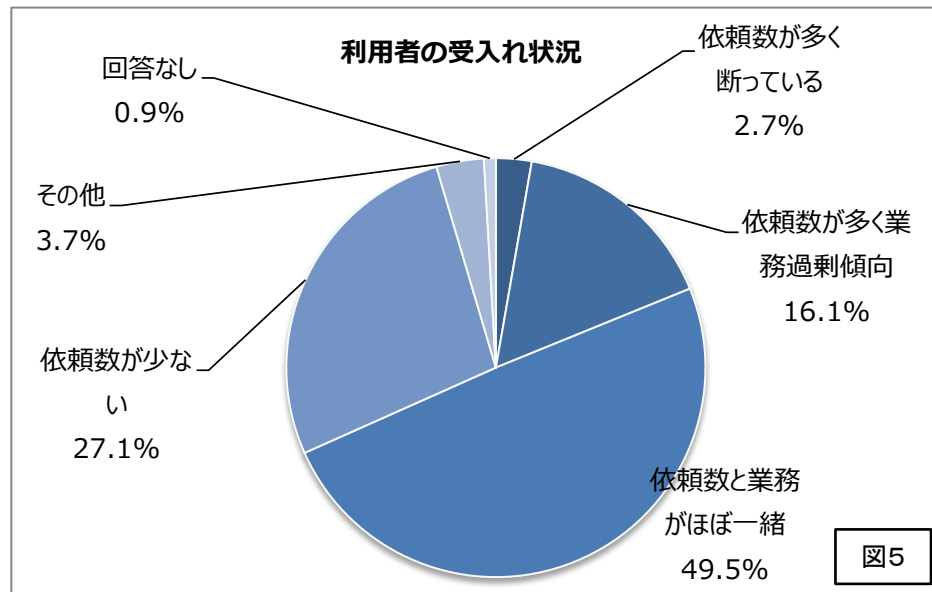
※無回答除く



利用者の受入れ状況は、『依頼数>業務許容量』となっている事業所が約19%、『依頼数=業務許容量』となっている事業所が約半数、『依頼数<業務許容量』は約27%であった。(図5)

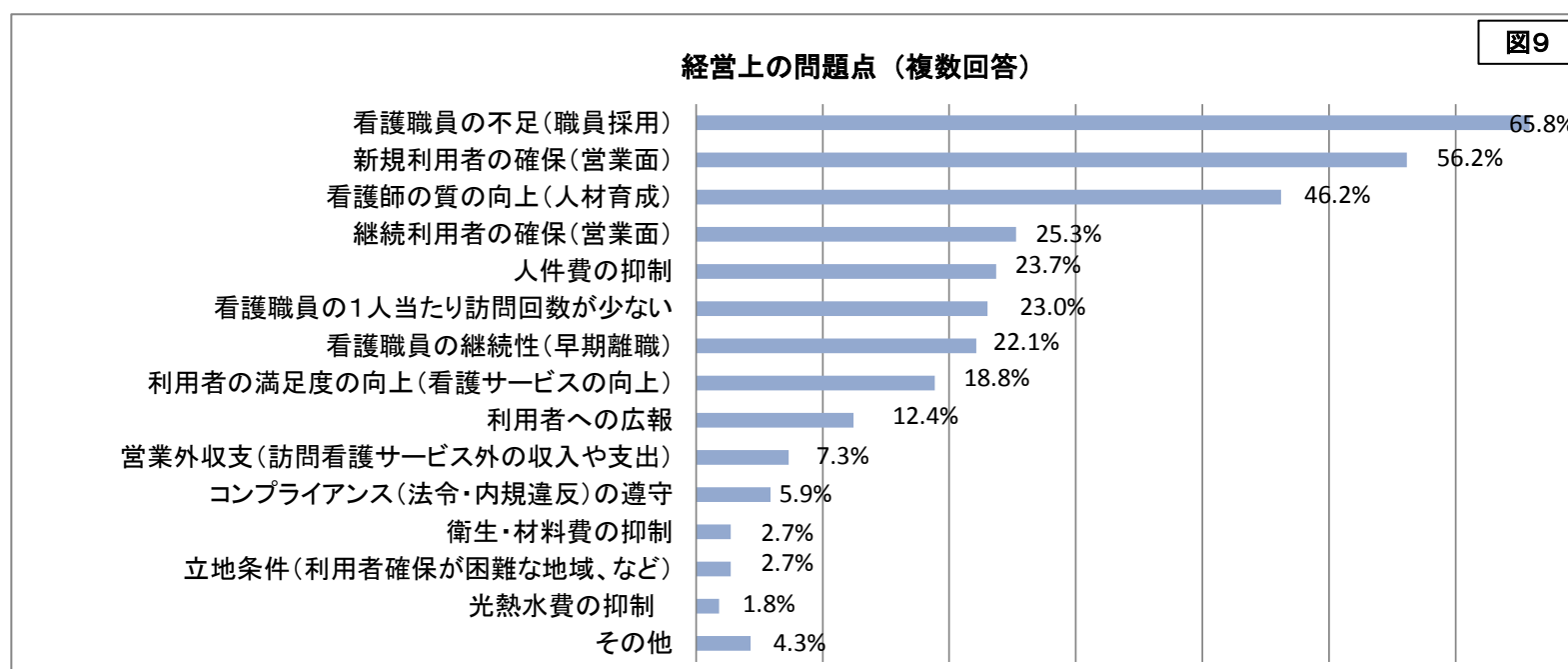
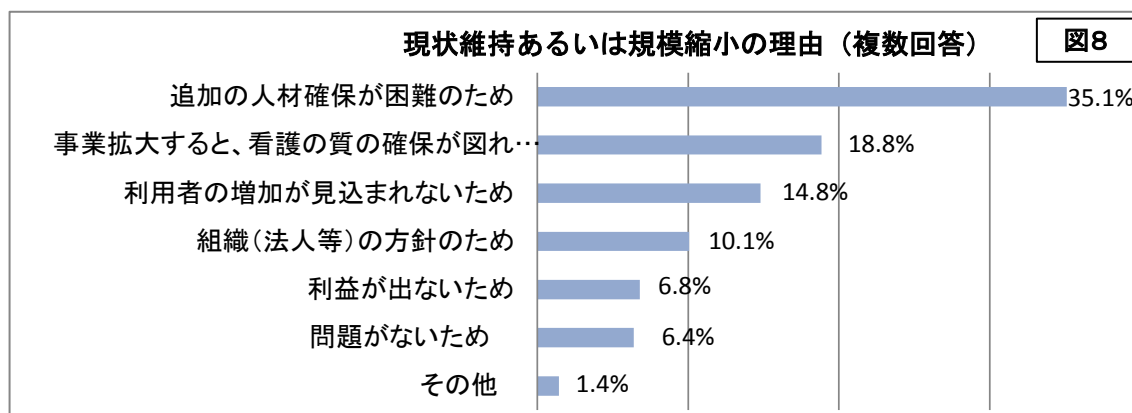
事業所規模別では、規模が大きい事業者ほど依頼数が過剰傾向にあり、患者が大規模事業者へ集中する傾向にあることがわかった。(図6)

また、依頼数が過剰傾向であるほど収支が黒字になるので、事業所の規模を拡大すると共に、利用者の依頼数をさらに増やしていくことが経営の安定化につながると推察される。(図7)



しかし、事業拡大については「現状維持するまたは規模を縮小する」事業所は約半数あり、その理由としては、「追加の人材確保が困難」35.1%、「看護の質の確保が図れない」18.8%、「利用者の増加が見込めない」14.8%の順に多かった。(図8)

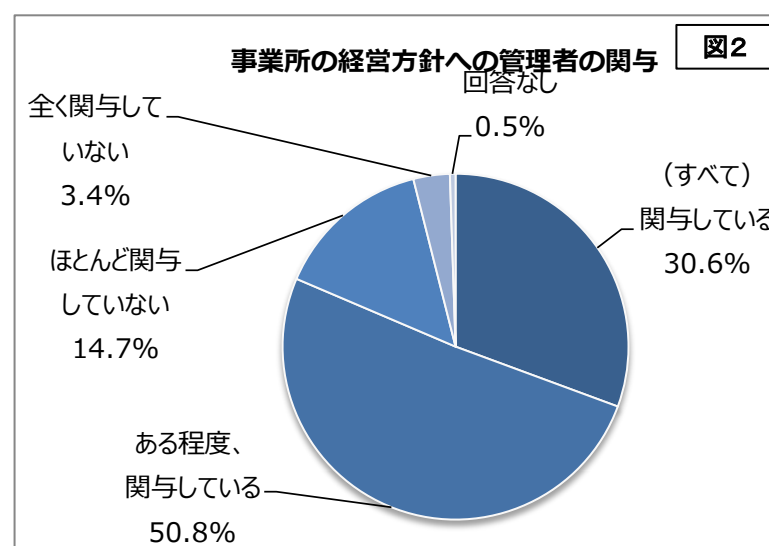
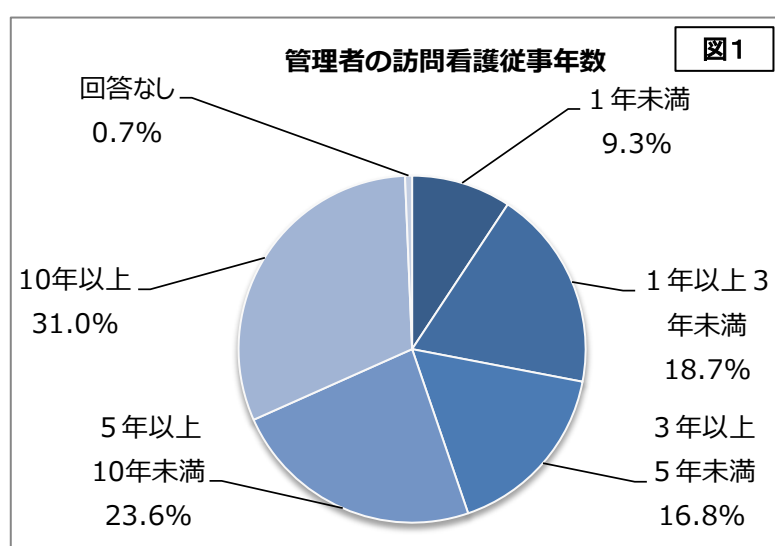
経営上の問題点として「看護職員の不足」65.8%、「新規利用者の確保」56.2%、「看護師の質の向上」46.2%の順に多く、いずれも、利用者の増加以外に、訪問看護師の人材及び質の確保が大きな要因であることがわかった。(図9)



2. 管理者

管理者については、訪問看護従事年数が5年以上の事業所が半数以上を占めているが、3年未満の事業所も約3割あった。(図1)

管理者の経営方針への関与については、「(すべて) 関与している」事業所が約3割であった。一方、「ほとんど関与していない」「全く関与していない」事業所も約2割あった。(図2)



V. 訪問看護ステーションのサービス提供

1. 介護報酬・診療報酬の加算状況

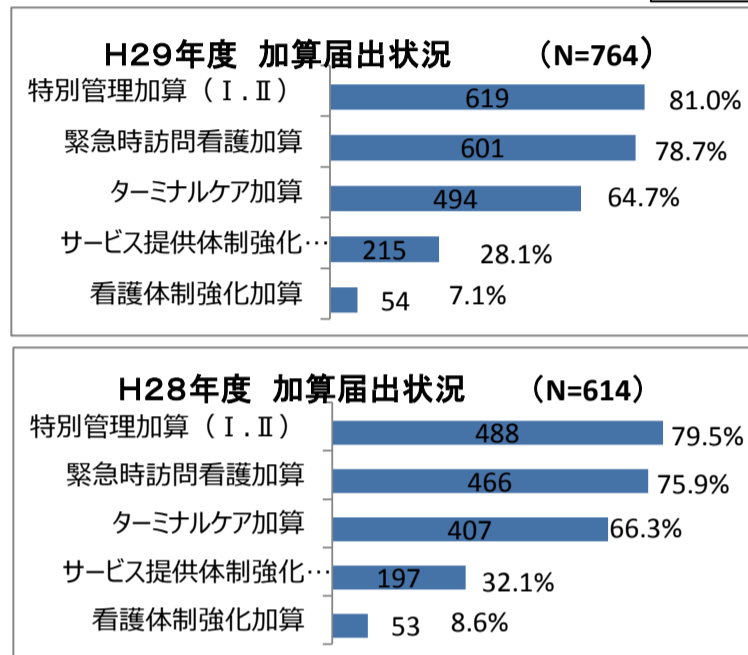
- ・介護保険では、適用しているステーションが過半数を超えたのは、「特別管理加算Ⅰ、Ⅱ」「緊急時訪問看護加算」「ターミナルケア加算」であった(図1)。医療保険では、「特別管理加算Ⅰ、Ⅱ」「24時間対応体制加算」「訪問看護ターミナル療養費」であった。(図2)
- ・訪問看護の大規模化、多機能化に対応した「機能強化型訪問看護管理療養費」は3.4%と依然と届出状況は少ない状況である。(図4の「※2」合計)

介護報酬（介護保険）の加算の届出状況と請求実績数

○各年1か月間（H29年度：6月、H28年度：7月）の介護報酬（介護保険）の加算の届け出状況と請求実績数

加算ごと届出ステーション数

図1



加算ごと申請件数

図3

加算種別	H29年度 (N=764)	H28年度 (N=614)
緊急時訪問看護加算	16,332 件	11,944 件
特別管理加算（Ⅰ、Ⅱ）	5,324 件	4,161 件
ターミナルケア加算 ※1	80 件	64 件
初回加算	1,785 件	1,411 件
退院時共同指導加算	238 回	167 回
複数名訪問看護加算	410 回	300 回
長時間訪問看護加算	135 回	118 回
夜間・早朝、深夜訪問看護加算	729 回	787 回
居宅療養管理指導	6 回	51 回
看護・介護職員連携強化加算	4 件	121 件
指定定期巡回・随時対応型訪問看護看護との連携による訪問看護	478 件	252 件

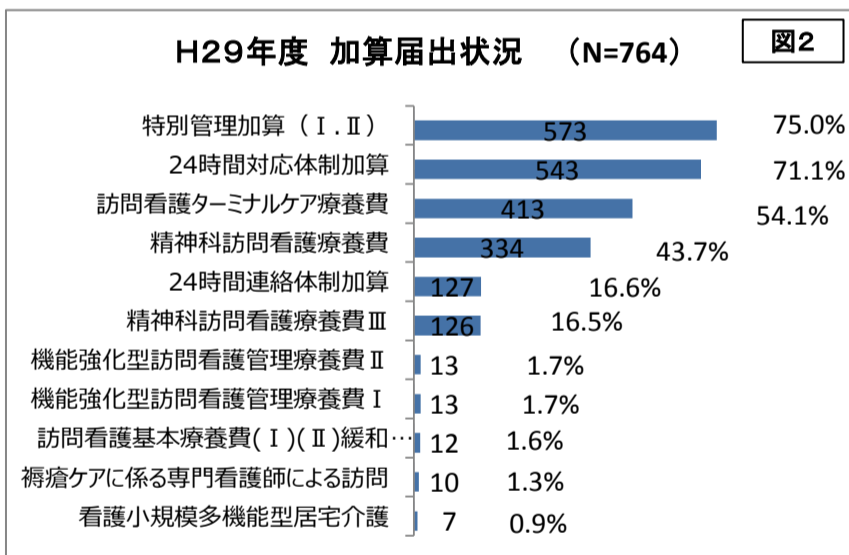
診療報酬（医療保険）の加算の届出状況と請求実績数

○各年1か月間（H29年度：6月、H28年度：7月）の診療報酬（医療保険）の加算の届け出状況と請求実績数

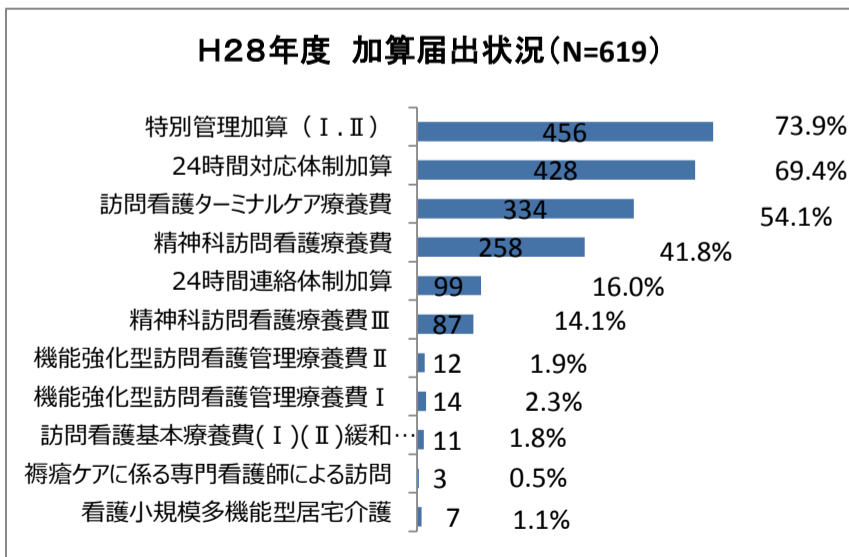
図4

H29年度 加算届出状況 (N=764)

図2



H28年度 加算届出状況 (N=619)



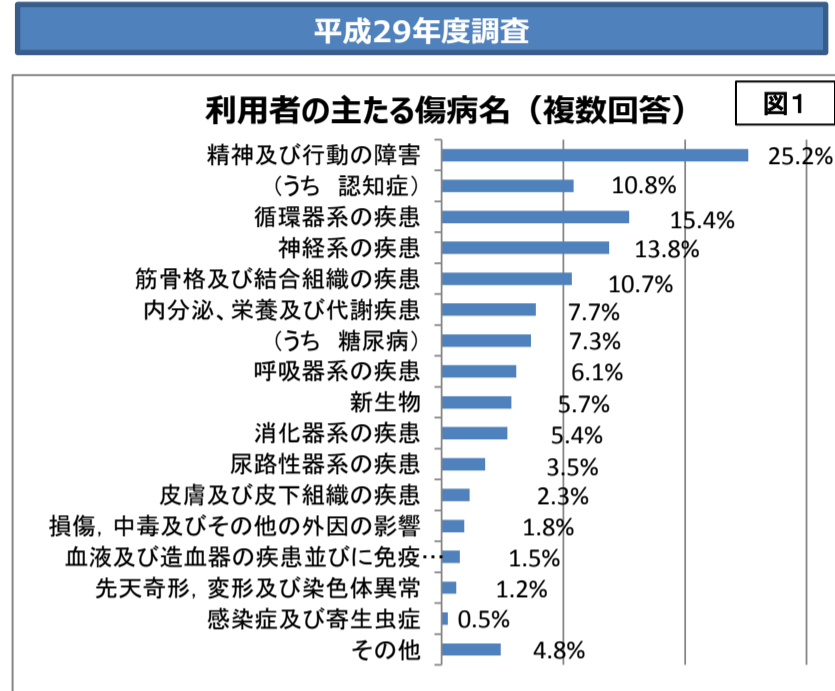
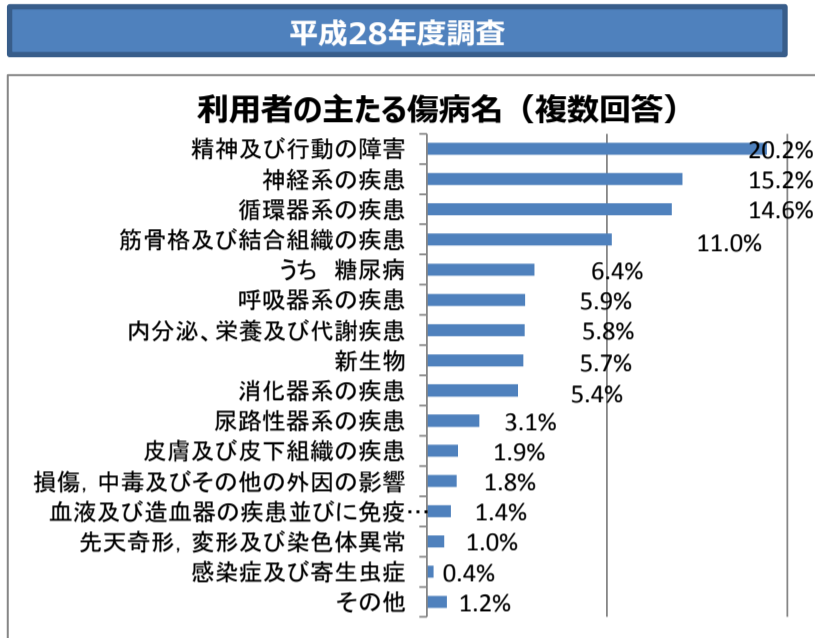
加算種別	H29年度 (N=764)	H28年度 (N=619)
24時間対応体制加算	10,622 件	8,883 件
24時間連絡体制加算	1,311 件	893 件
特別管理加算（Ⅰ、Ⅱ）	3,999 件	3,196 件
訪問看護ターミナルケア療養費 ※1	258 件	177 件
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ ※2	855 件	745 件
機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ ※2	600 件	354 件
看護小規模多機能型居宅介護	24 件	47 件
訪問看護基本療養費（看護師等）	63,809 回	44,667 回
訪問看護基本療養費（理学療法士等）	26,412 回	18,834 回
訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)緩和ケア	499 回	137 回
褥瘡ケアに係る専門看護師による訪問看護	51 回	12 回
訪問看護基本療養費(Ⅲ)外泊時の訪問看護	55 件	16 件
難病等複数回訪問加算	16,310 回	10,648 回
長時間訪問看護加算	1,562 回	979 回
退院時共同指導加算	252 回	152 回
特別管理指導加算	435 回	274 回
退院支援指導加算	222 件	138 件
複数名訪問看護加算（看護師等）	1,504 回	1,093 回
複数名訪問看護加算（准看護師）	157 回	304 回
複数名訪問看護加算（看護補助者）	926 回	691 回
乳幼児・幼児加算（6歳未満）	2,659 回	1,453 回
緊急訪問看護加算	878 回	660 回
在宅患者連携指導加算	22 件	23 件
在宅患者緊急時カンファレンス加算	83 件	187 件
訪問看護情報提供療養費	7,562 件	6,482 件
精神科訪問看護療養費	53,333 回	36,107 回
精神科訪問看護療養費Ⅲ	5,321 回	1,946 回

V. 訪問看護ステーションのサービス提供

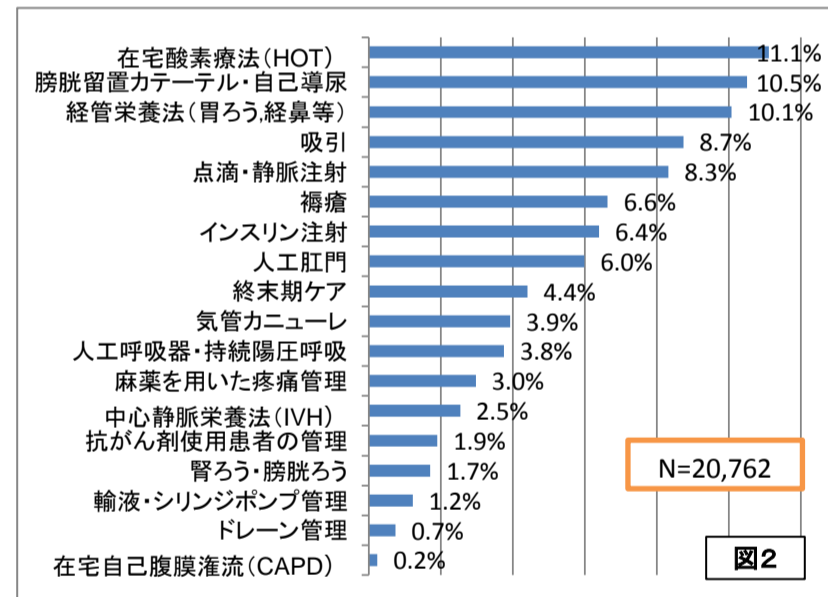
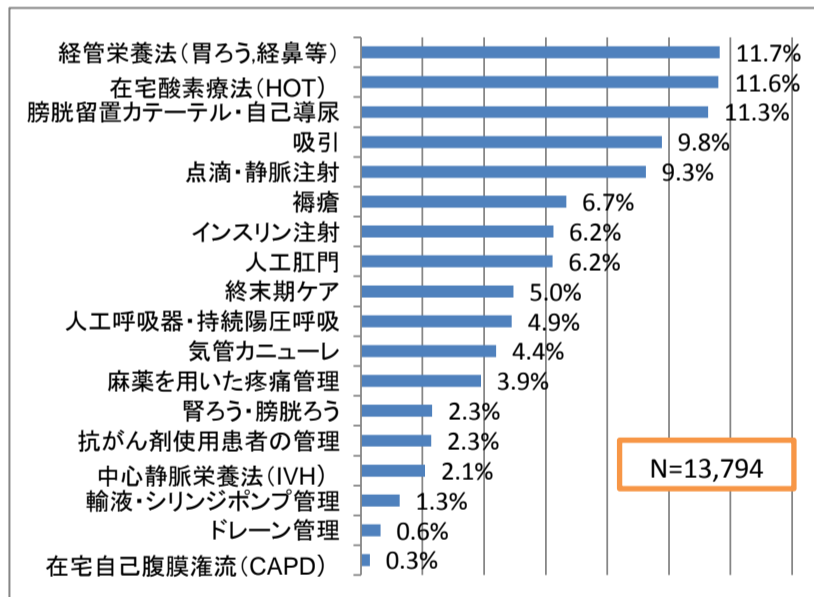
2. 利用者の主たる傷病名、医療管理項目の対応状況

利用者の主たる傷病については、精神及び行動の障がい25.2%と最も多く（うち認知症が10.8%）、循環器系の疾患15.4%、神経系の疾患13.8%の順に多い。（図1）

医療管理項目別の利用者の状況は、項目では「在宅酸素療法」「膀胱留置カテーテル」「経管栄養法」が多く、前年度と同非対応項目については、「在宅自己腹膜灌流」が最も多く、次いで「人工呼吸器・持続陽圧呼吸」「輸液・シリンジポンプ」の順に多い。（図2）



医療管理項目の対応している利用者の状況について（1か月の利用者における医療管理実施人数の割合（H29年度：6月、平成28年度

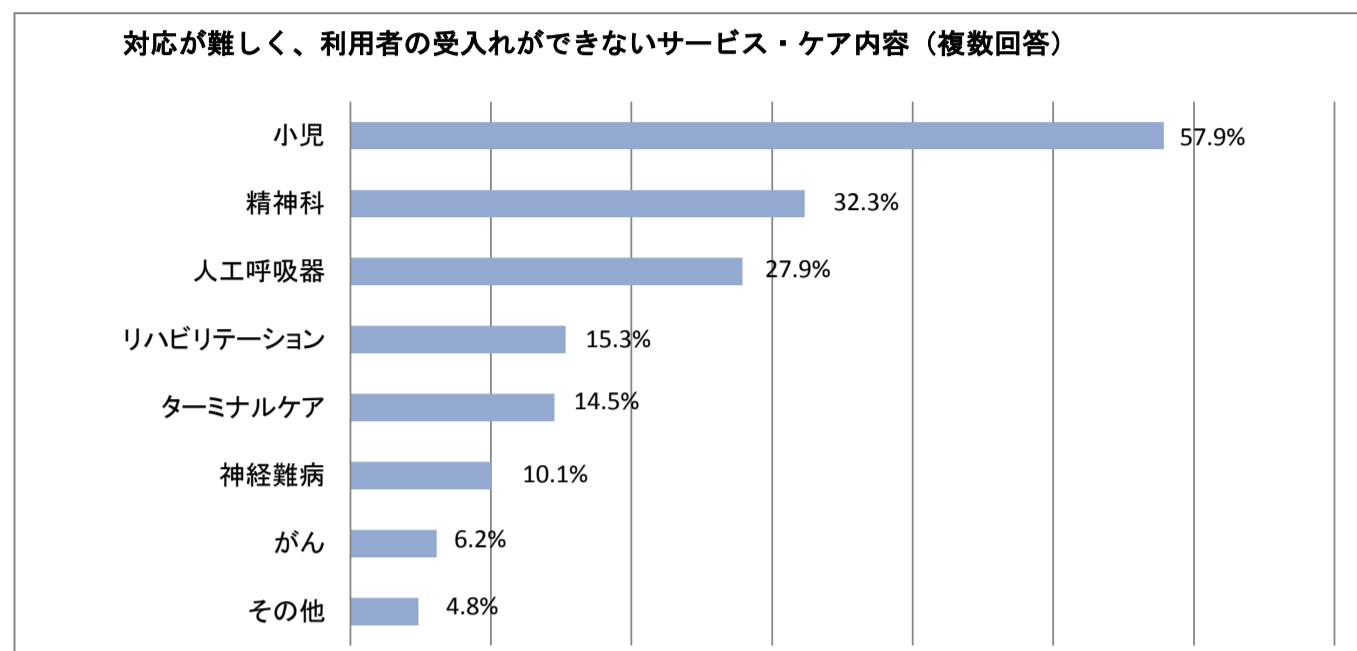


非対応の医療管理項目(複数回答)	事業者数	割合	前年比
在宅自己腹膜灌流(CAPD)	170	27.7%	-3.0%
人工呼吸器・持続陽圧呼吸	109	17.8%	1.9%
輸液・シリンジポンプ管理	67	10.9%	-0.7%
抗がん剤使用患者の管理	43	7.0%	-4.3%
ドレーン管理	61	9.9%	-0.9%
麻薬を用いた疼痛管理	50	8.1%	-2.5%
中心静脈栄養法(IVH)	67	10.9%	1.1%
終末期ケア	41	6.7%	-2.5%
気管カニューレ	63	10.3%	1.4%
腎ろう・膀胱ろう	61	9.9%	1.2%
在宅酸素療法(HOT)	25	4.1%	-1.7%
人工肛門	25	4.1%	-1.1%
膀胱留置カテーテル・自己導尿	22	3.6%	-1.3%
吸引	31	5.0%	0.5%
経管栄養法(胃ろう,経鼻等)	32	5.2%	1.3%
点滴・静脈注射	14	2.3%	-1.3%
褥瘡	13	2.1%	-1.0%
インスリン注射	38	6.2%	-

非対応の医療管理項目(複数回答)	事業者数	割合	前年比
在宅自己腹膜灌流(CAPD)	218	28.5%	0.8%
人工呼吸器・持続陽圧呼吸	131	17.1%	-0.6%
輸液・シリンジポンプ管理	93	12.2%	1.3%
ドレーン管理	81	10.6%	0.7%
気管カニューレ	80	10.5%	0.2%
中心静脈栄養法(IVH)	76	9.9%	-1.0%
抗がん剤使用患者の管理	74	9.7%	2.7%
腎ろう・膀胱ろう	71	9.3%	-0.6%
麻薬を用いた疼痛管理	70	9.2%	1.0%
終末期ケア	67	8.8%	2.1%
吸引	32	4.2%	-0.9%
経管栄養法(胃ろう,経鼻等)	30	3.9%	-1.3%
在宅酸素療法(HOT)	30	3.9%	-0.1%
膀胱留置カテーテル・自己導尿	29	3.8%	0.2%
人工肛門	28	3.7%	-0.4%
点滴・静脈注射	20	2.6%	0.3%
インスリン注射	20	2.6%	-3.6%
褥瘡	16	2.1%	0.0%

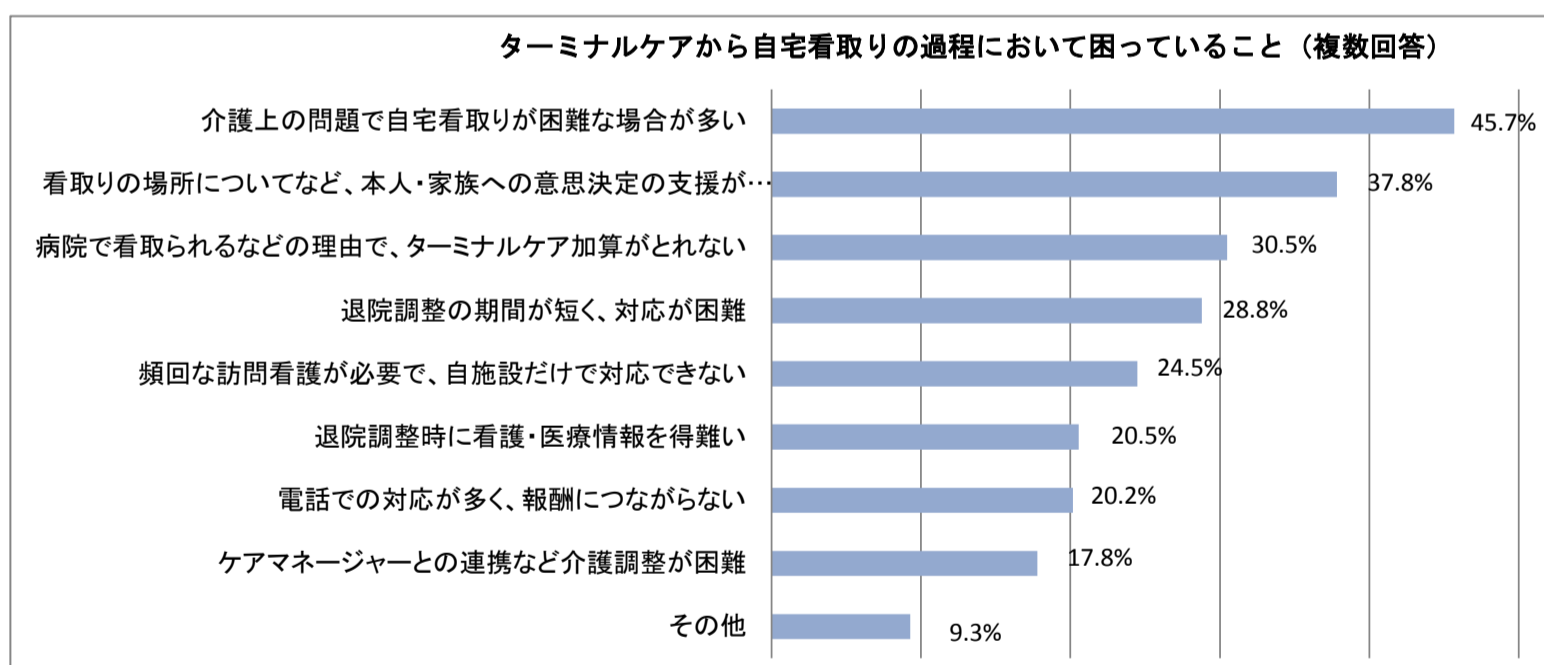
3. 受入れができないサービスについて

有効回答のあったステーションのうち、57.9%が「小児」、32.3%が「精神科」、27.9%が「人工呼吸器」に関するサービス・ケアが、対応が難しく、利用者の受入れができないと答えた。特に「小児」については、専門性も高く、高齢者に比べ利用者が少ないことからサービスの提供が困難なステーションも多い。引き続き、研修等を通じて高い専門性を持った訪問看護師の育成が必要である。



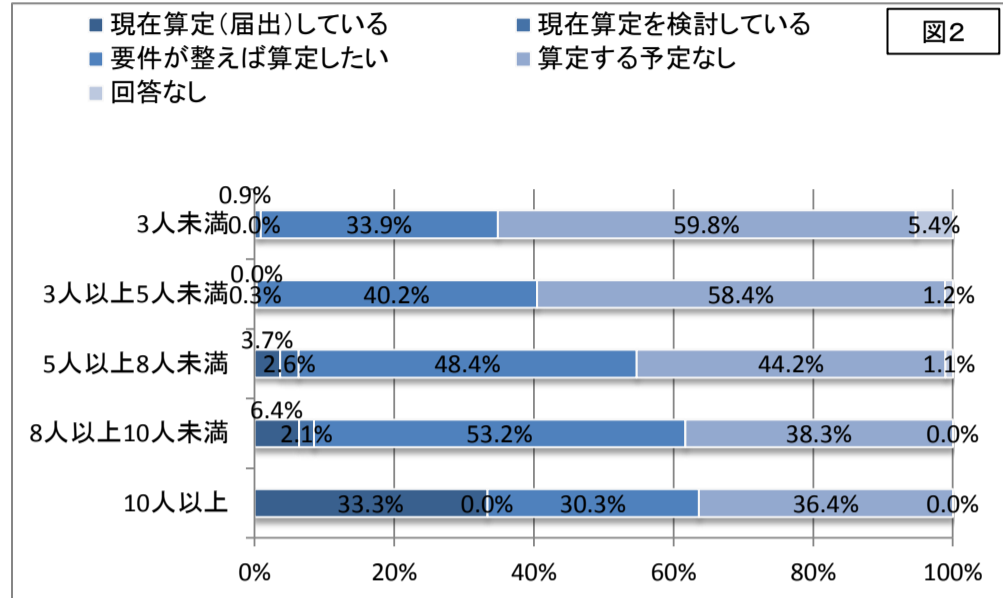
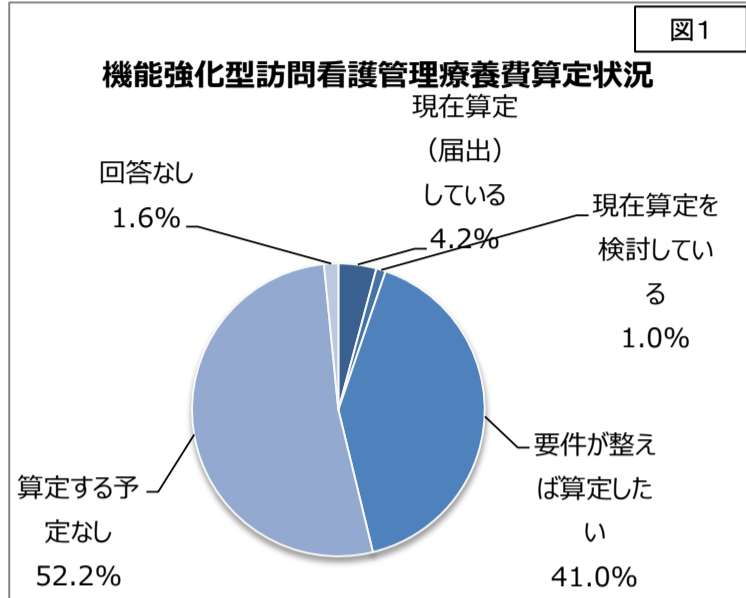
4. ターミナルケアについて

ターミナルケアから自宅看取りの過程において困っていることは、「介護上の問題で自宅看取りが困難な場合が多い」が45.7%「看取りの場所についてなど、本人・家族への意思決定の支援が難しい」が37.8%と、本人、家族の意思によるものが多く、本人や家族に対して自宅での看取りに係る普及啓発と体制整備に対する支援が必要である。



5. 機能強化型訪問看護管理療養費について

機能強化型訪問管理療養費を「現在、算定している」事業所は4.2%に留まっており、算定していない事業所が9割以上を占めた。(図1)しかし、5人未満の算定要件を満たさないステーションにおいても3割以上が算定の意欲があり、5人以上のステーションについても規模が大きくなるほど算定している割合が大きくなることから、規模拡大が重要である。(図2)また、現在算定していない事業所が、算定するにあたっての課題となる要件については、
 「B) ターミナル又は重症児の受入れ」42.2%、「E) 介護保険の居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置」38.5%
 「C) 特掲診療科の施設基準等の別表7に該当する利用者の受入れ」33.7%の順に多かった。(下図A以下参照)



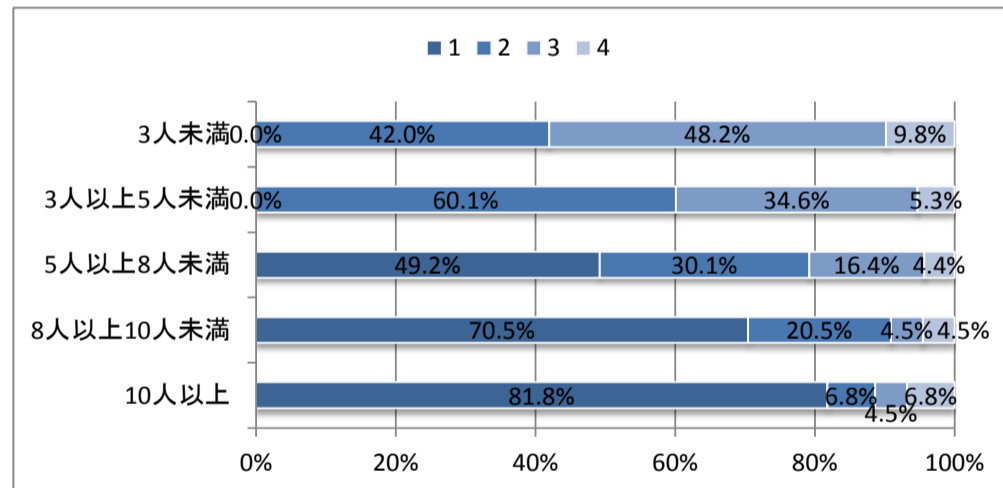
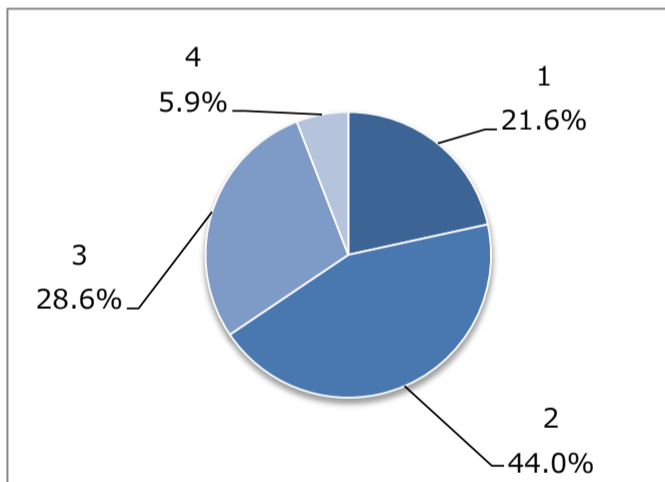
上記で「現在算定(届出)している」と回答しなかった事業所対象

機能強化型訪問看護ステーションの算定要件を満たすにあたっての要件別の課題について

- 1.要件を満たしている
- 2.要件を満たす意向はあるが、現在要件を満たしていない
- 3.要件を満たす意向はなく、現在も要件を満たしていない。

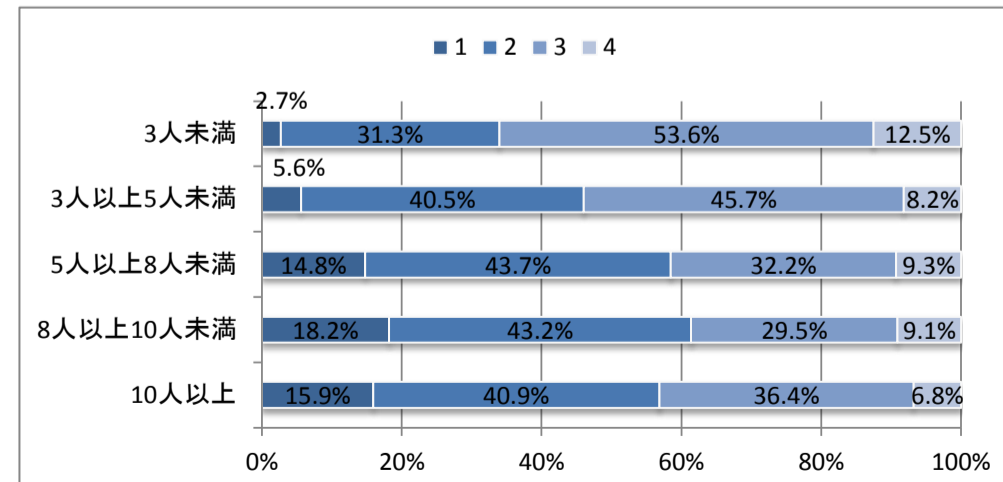
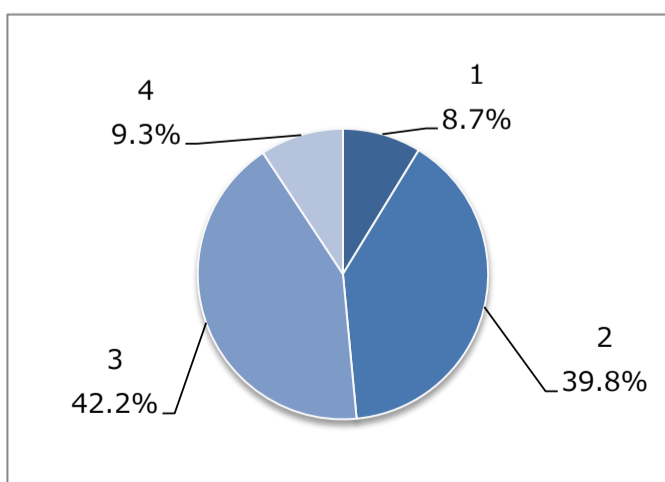
※要件は機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱの基準です。

A) 常勤看護職員5人以上(サテライトに配置している看護職員も含む)

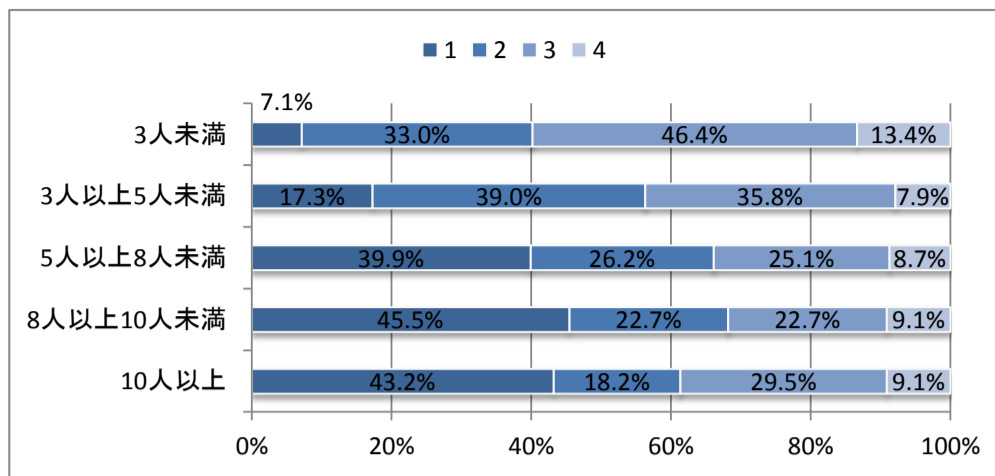
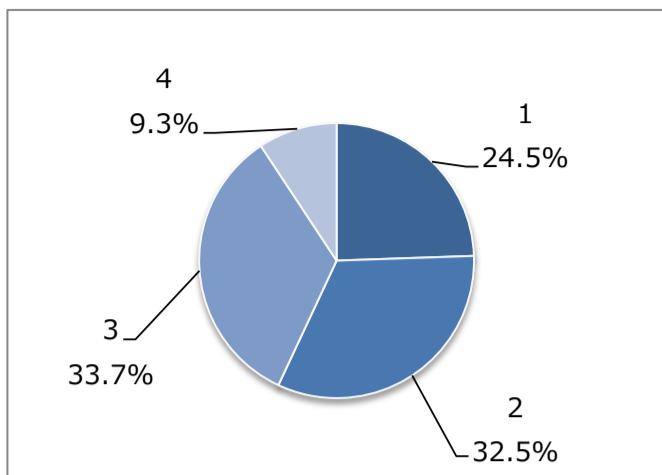


B) ターミナルケア又は重症児の受け入れ実績について、次の①～③にいずれかをみです。

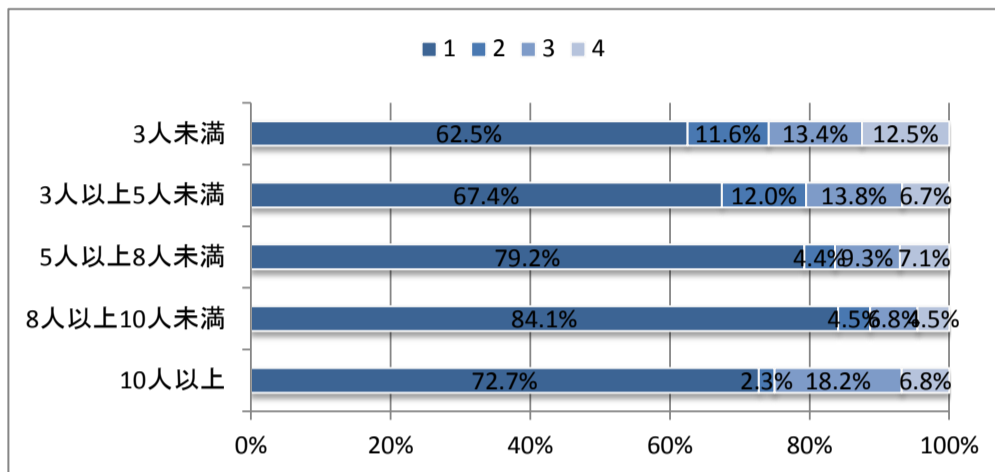
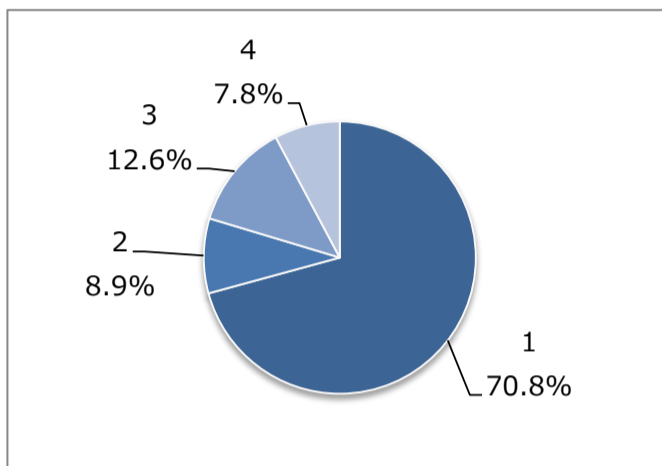
- ①ターミナルケア件数の年間合計数 15件以上
- ②ターミナル件数の年間合計数10件以上、かつ、15歳未満の超重症児・準超重症児の利用者の数常時3人以上
- ③15歳未満の超重症児・準超重症児の利用者の数 常時5人以上



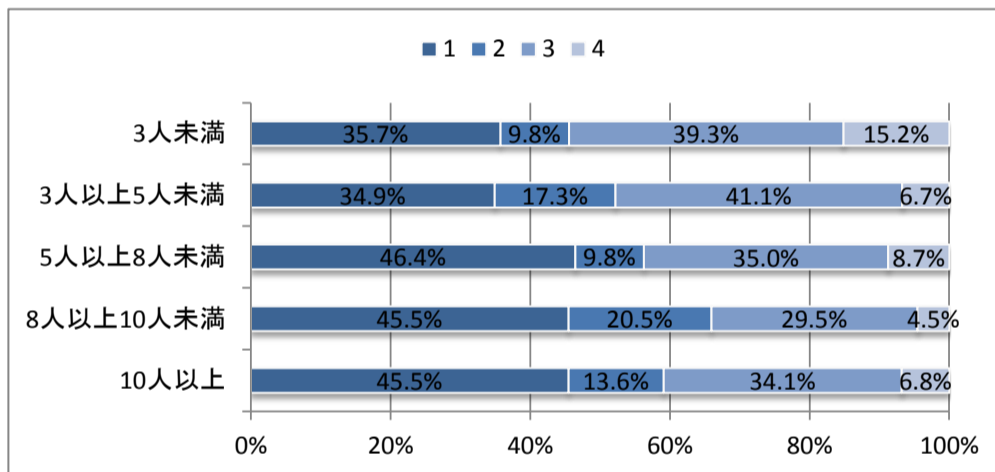
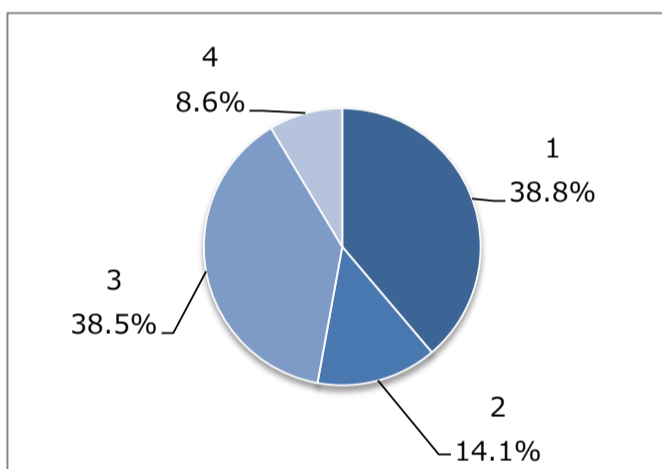
C) 特掲診療料の施設基準等の別表7に該当する利用者が月に7人以上。



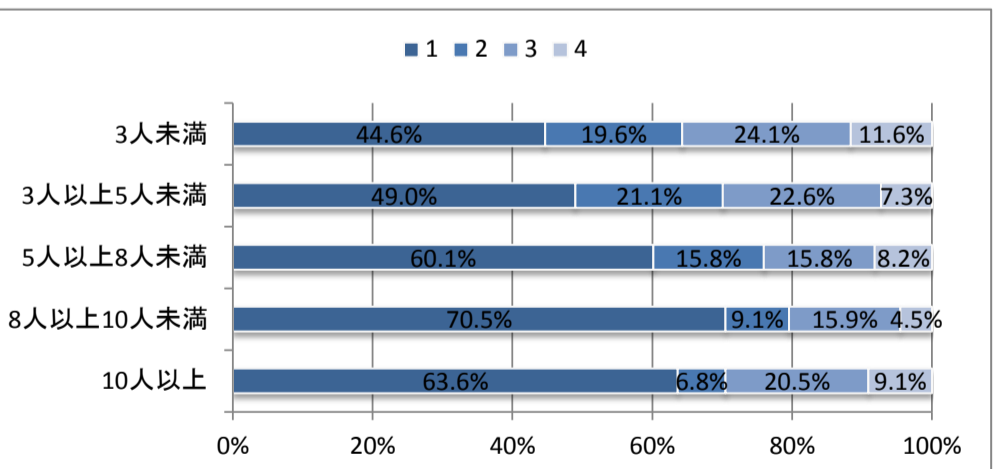
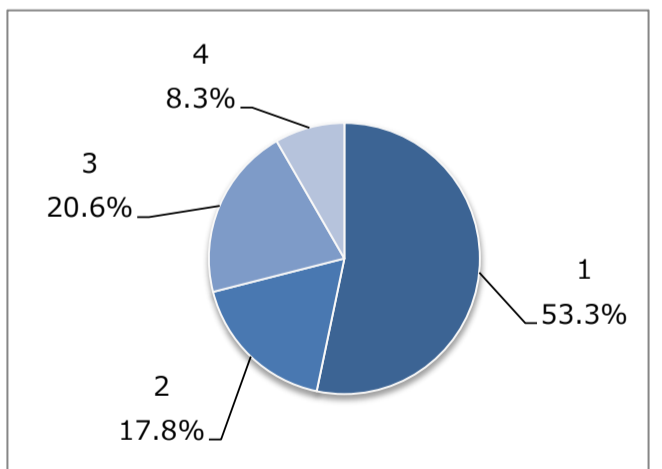
D) 24時間対応体制加算の届出を行っていること。



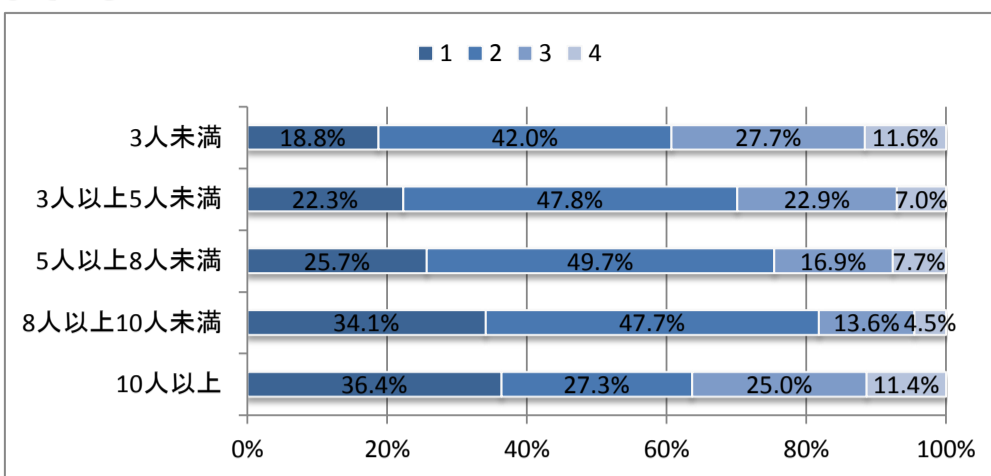
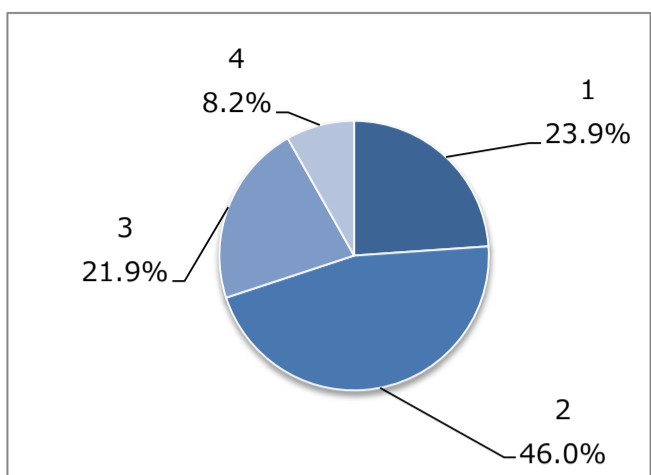
E) 訪問看護ステーションと介護保険の居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置されているか。



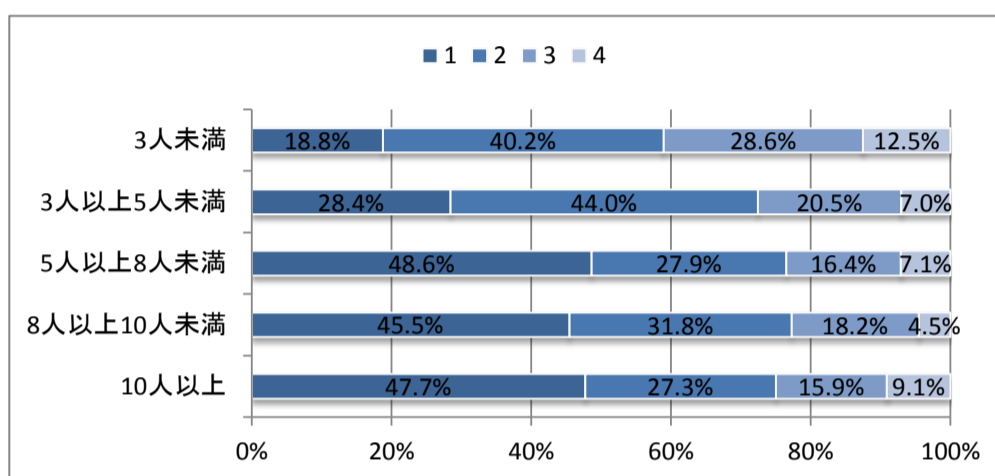
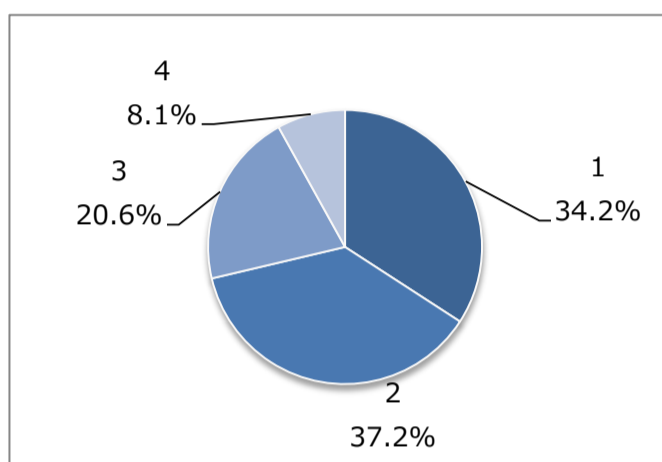
F) 休日、祝日等も含め計画的な指定訪問看護を行う。また、営業日以外であっても、24時間365日訪問看護を必要とする利用者に対して、訪問看護を提供できる体制を確保し、対応する。



G) 地域住民等に対する情報提供や相談を実施しているか。



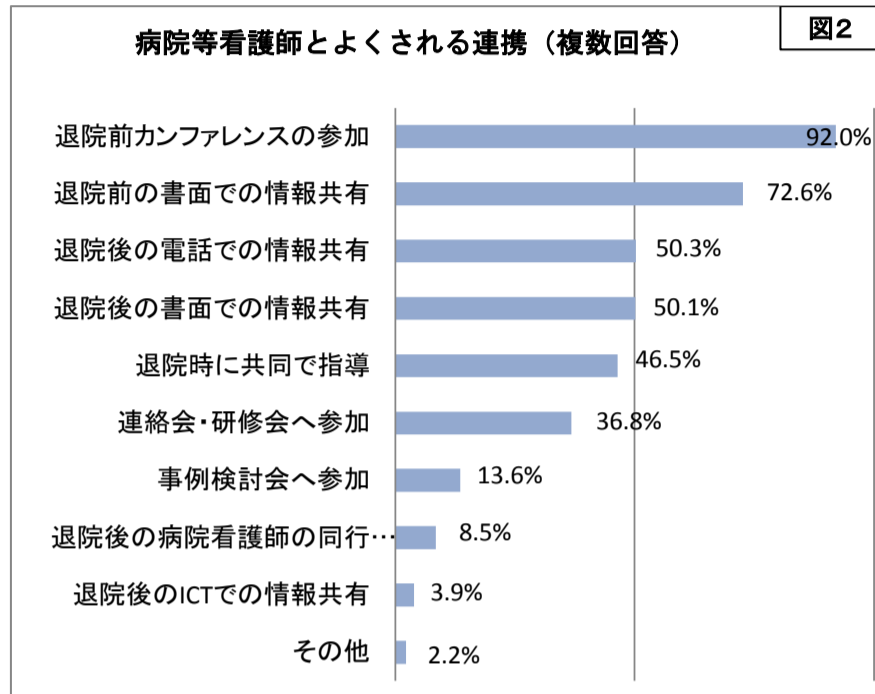
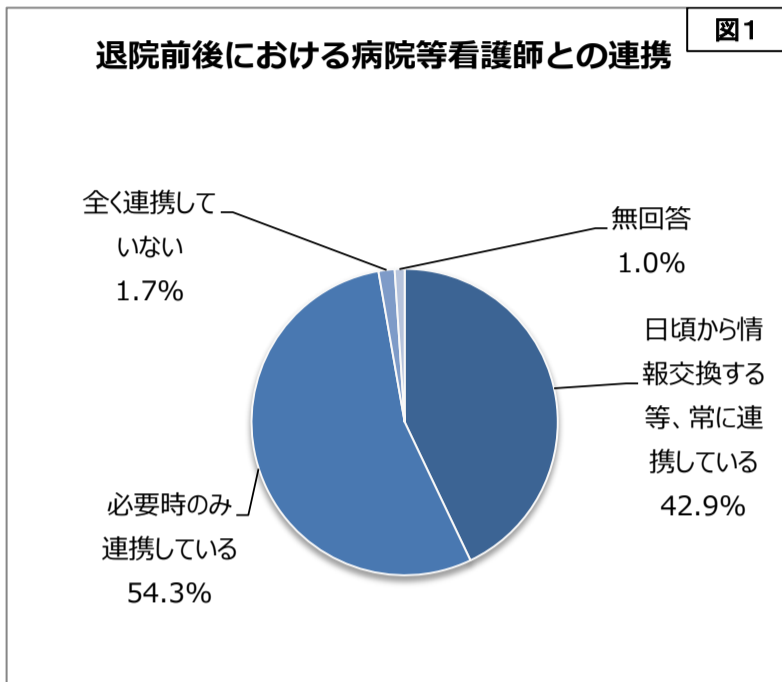
H) 人材育成のための研修を実施しているか。(人材育成のための研修については、看護学生の在宅看護実習、病院及び地域において在宅療養を支援する医療従事者の知識及び技術の習得等、在宅医療の推進に資する研修であること。)



VI. 関係機関との連携について

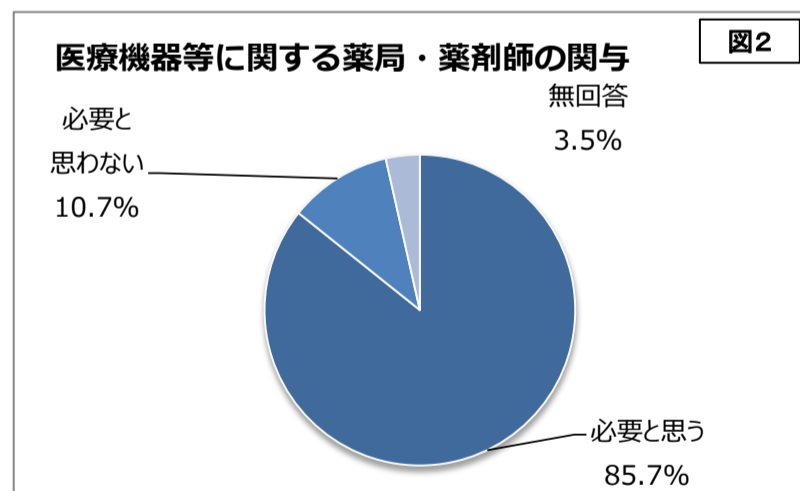
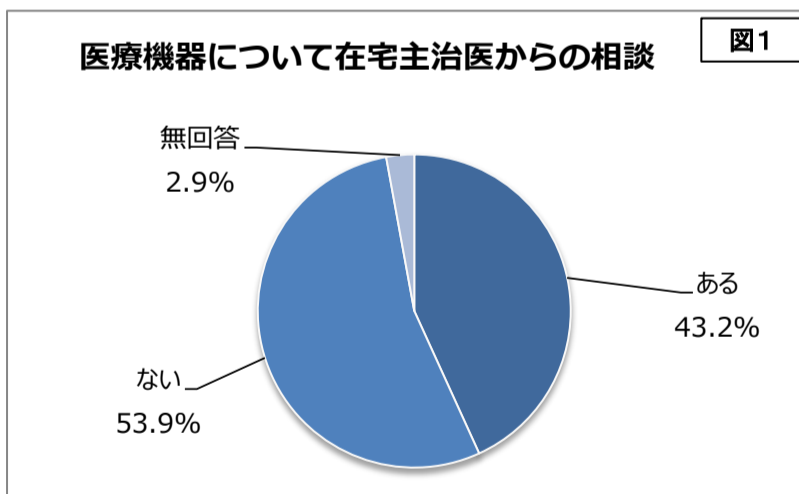
1. 退院前後における病院等看護師との連携状況

- 退院前後における病院・診療所の看護師との連携状況について、「日頃から情報交換する等、常に連携している」が42.9%、「必要時のみ、連携している」が54.3%と、ほとんどの病院が何らかの連携をしていることがわかった。(図1)
- 病院・診療所の看護師に対しよくされる連携は、「退院前カンファレンスの参加」が92.0%、「退院前の書面での情報共有」が72.6%の順で多かった。(図2)



2. 医療機器選定における主治医、薬局との連携状況

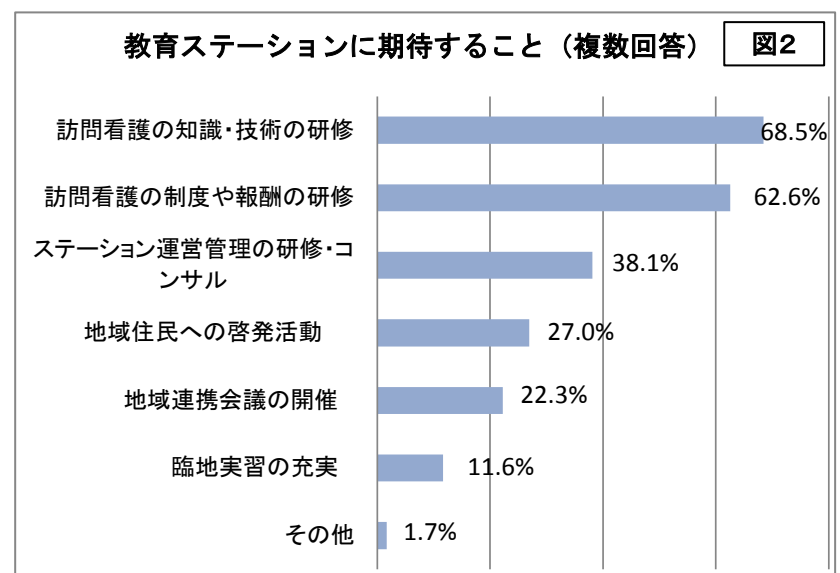
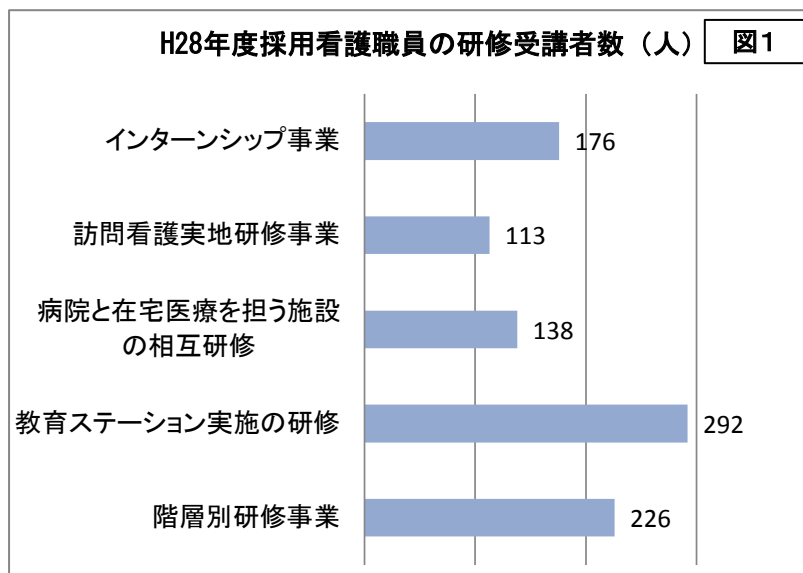
- 在宅移行時に、病院で使用していた医療機器（輸液ポンプなど）と同一種類でなく、異なる種類の医療機器を使用する場合、訪問看護師が在宅主治医から、在宅用の機種・種類の選定に当たり、提案を求められたり、相談を受けたことについて、「ある」が43.2%、「ない」が53.9%であった。(図1)
- 在宅患者に使用される医療機器や医療材料に関して、薬局・薬剤師の関与を85.7%が「必要と思う」としており、医薬品の管理以外にも薬局との連携を必要としていることから、薬局・薬剤師を含めた多職種連携の構築が必要である。



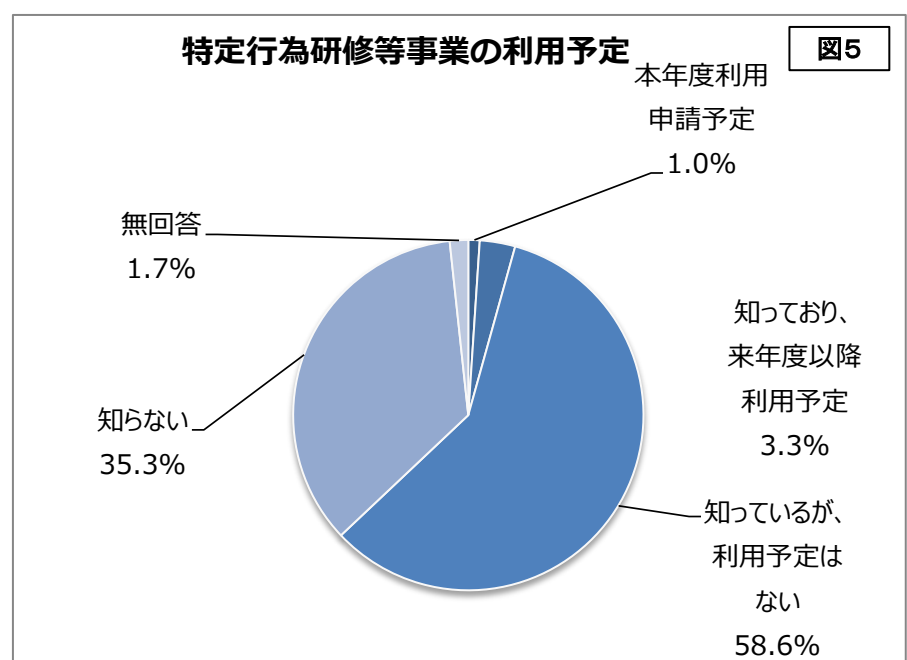
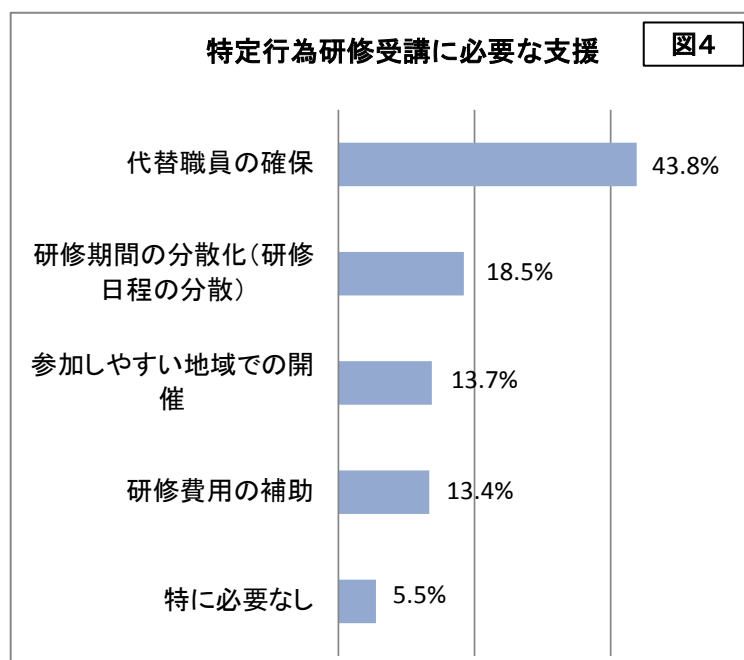
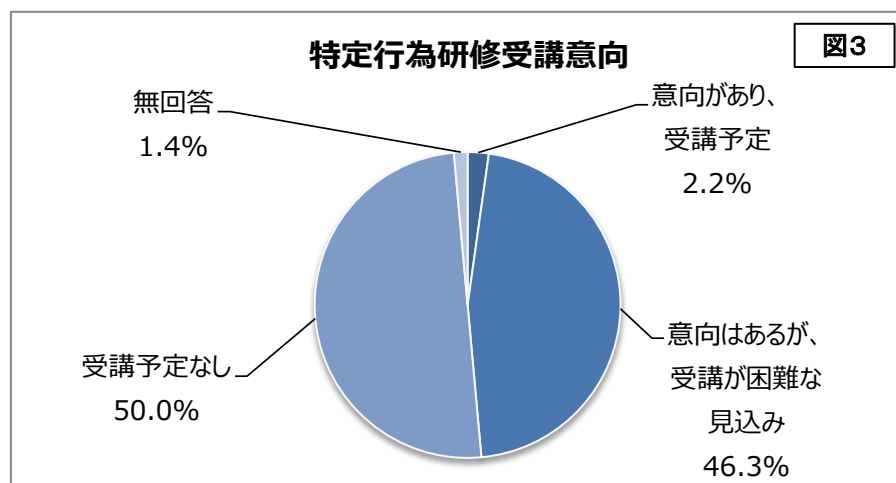
Ⅶ. 訪問看護推進総合事業の評価について

1. 各種研修事業の利用状況や研修に対する要望等

- ・平成28年度採用看護職員の研修受講者数は、教育ステーション実施の研修、階層別研修事業への参加が多い。(図1)
- ・しかし、インターンシップ事業については176人参加となっているが、採用数よりも受講者数が多い事業所が存在したことから、受入れ人数を計上された可能性もある。
- ・教育ステーションが行う研修への要望では、「訪問看護の専門領域の知識・技術」「訪問看護の制度や報酬」が多く、より実践的な研修内容が望まれている。(図2)



- ・特定行為研修の受講予定は2.2%に留まっており、46.3%の事業所が意向はあるが受講が困難な見込みと答えている。(図3)
- ・特定行為研修受講に必要な支援として、43.8%が「代替職員の確保」をあげている(図4)。しかし、大阪府の特定行為研修等受講のための代替職員確保事業については、6割近くの事業所が「知っているが、利用予定はない」となっている(図5)。研修の受講に対する課題を解決し、受講が進むよう支援が必要である。



- ・平成29年度から始まった「機能強化支援事業」について、約6割の事業者が事業認知をしていた。
- ・21.5%の事業所が研修を、14.0%の事業所が個別指導の参加を検討していることから、機能強化に係る経営指南についてのニーズは高いと考えられる。

